

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 運営補助金(第5条-第12条)
- 第3章 備品購入補助金(第13条-第20条)
- 第4章 雑則(第21条-第24条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの健全育成と居場所づくりを支援するため、生活に困窮する世帯及びひとり親家庭の子ども等の支援を必要とする子どもに食事を提供する子ども食堂を開設及び運営する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大垣市補助金等交付規則(昭和46年規則第21号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類)

第2条 補助金は、次の各号に掲げる種類ごとに、当該各号に定めるものとする。

- (1) 運営補助金 子ども食堂の運営に必要な費用に対する補助金
- (2) 備品購入補助金 子ども食堂の開設及び運営に必要な備品の購入費用に対する補助金

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市内において子ども食堂を運営する事業で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主な利用者は、市内在住の支援を必要とする高校生以下の子ども及びその保護者とする事。
- (2) 対象事業の開始月からその年度末までの月数以上の回数を実施すること。ただし、小中学校の長期休業期間に限定して実施する場合は、8回以上実施すること。
- (3) 1回あたり10食以上の食事を提供すること。
- (4) 利用者の負担額は無料又は材料費相当額以下とすること。
- (5) 西濃保健所の指導に基づき、所要の衛生管理を行うこと。
- (6) 食物アレルギーのある子どもを事前に把握し、誤食しないようにすること。
- (7) 子どもが安心して過ごせる居場所の確保を行うこと。
- (8) 実施場所、周囲の環境等について、子どもの安全を確保すること。

- (9) 利用者及び事業従事者を対象にしたボランティア保険等に参加すること。
- (10) この要綱に基づく補助金以外の市の補助金等の交付を受けていないこと。

(対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において子ども食堂を運営している又は運営を予定していること。
 - (2) 大垣市まちづくり市民活動育成支援条例(平成15年条例第2号)第2条第3号の市民活動団体として登録していること。ただし、自治会等の地域住民組織は、市民活動団体の登録は不要とする。
 - (3) 補助対象事業を明確に区分した会計及び経理を実施し、その報告ができること。
 - (4) 団体及び団体の代表者が市民税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は、補助の対象となる団体としない。

- (1) 宗教的活動又は政治的活動をしている団体
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしている団体
- (3) 暴力行為を行うおそれがある組織の構成員が加入する団体

3 備品購入補助金の対象となる団体は、備品購入補助金の交付を申請する年度に運営補助金の交付の申請をしているものとする。

第2章 運営補助金

(運営補助金の補助対象経費)

第5条 運営補助金の交付対象となる経費は、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、役務費、保険料、使用料、賃借料及び備品購入費とする。ただし、備品購入費のうちパソコン、カメラその他子ども食堂以外での利用が認められる備品の購入に係るもの及び備品購入補助金の対象となっているものを除く。

(運営補助金の額等)

第6条 運営補助金の額は対象経費から子ども食堂の利用料及びその他収入を控除した額とし、補助金の限度額は申請年度内に子ども食堂を実施した回数に1万円を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額とする。この場合において、当該控除した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 運営補助金の交付は、1団体当たり1年度につき1回とし、5回を限度とする。

(運営補助金の交付の申請)

第7条 運営補助金の交付の申請をしようとする者は、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付申請書(運営補助金用)(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(運営補助金用)(第3号様式)
- (3) 団体調書(第4号様式)
- (4) 誓約書(第5号様式)
- (5) 同意書(第6号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(運営補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、運営補助金の交付の可否を決定し、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(運営補助金用)(第7号様式)により申請者に通知する。

(運営補助金の補助事業の変更等)

第9条 運営補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金変更交付等申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の申請の可否を決定し、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金変更交付等(不可)決定通知書(第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(運営補助金の実績の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日以後14日を経過する日又は交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金実績報告書(運営補助金用)(第10号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第11号様式)
- (2) 収支決算書(運営補助金用)(第12号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(運営補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、運営補助金の額を確定し、大垣市子ども食堂運営支援

事業補助金額確定通知書(運営補助金用)(第13号様式)により補助事業者に通知する。

(運営補助金の交付)

第12条 運営補助金の交付は、前条の規定により運営補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、補助事業の完了前に運営補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、運営補助金の交付を受けようとするときは、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付請求書(運営補助金用)(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

第3章 備品購入補助金

(備品購入補助金の補助対象経費)

第13条 備品購入補助金の交付対象となる経費は、子ども食堂の開設及び運営に係る備品購入費とする。ただし、パソコン、カメラその他子ども食堂以外での利用が認められる備品の購入に係るもの及び運営補助金の対象となっている備品購入費を除く。

(備品購入補助金の額等)

第14条 備品購入補助金の額は対象経費から寄附金及びその他収入を控除した額とし、補助金の限度額は10万円とする。この場合において、当該控除した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 備品購入補助金の交付は、1団体当たり1回に限るものとする。

(備品購入補助金の交付の申請)

第15条 備品購入補助金の交付の申請をしようとする者は、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付申請書(備品購入補助金用)(第15号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書(備品購入補助金用)(第16号様式)

(3) その他市長が必要と認める書類

(備品購入補助金の交付の決定)

第16条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、備品購入補助金の交付の可否を決定し、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(備品購入補助金用)(第17号様式)により申請者に通知する。

(備品購入補助金の補助事業の変更等)

第17条 備品購入補助金の交付の決定を受けた者(以下「備品購入事業者」という。)は、申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとする

るときは、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金変更交付等申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の申請の可否を決定し、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金変更交付等(不可)決定通知書により備品購入事業者に通知するものとする。

(備品購入補助金の実績の報告)

第18条 備品購入事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日以後14日を経過する日又は交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金実績報告書(備品購入補助金用)(第18号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書(備品購入補助金用)(第19号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(備品購入補助金の額の確定)

第19条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、備品購入補助金の額を確定し、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金額確定通知書(備品購入補助金用)(第20号様式)により備品購入事業者に通知する。

(備品購入補助金の交付)

第20条 備品購入補助金の交付は、前条の規定により備品購入補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に備品購入補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 備品購入事業者は、備品購入補助金の交付を受けようとするときは、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付請求書(備品購入補助金用)(第21号様式)を市長に提出しなければならない。

第4章 雑則

(状況報告等)

第21条 市長は、補助金の交付決定を受けた者に対し、補助事業の遂行状況及び会計の状況に関し報告を求め、又は調査を行うことができる。

- 2 補助金の交付を受けた団体は、第10条又は第18条の実績報告書の提出後速やかに、補助金の交付を受けた年度のこどもの居場所に係る事業の収支が分かる書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第22条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業を中止したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 補助金を対象事業以外の目的に使用したとき。
- (4) 子ども食堂の運営に関し、法令、条例、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付決定取消(返還)通知書(第22号様式)により補助金の交付の決定を受けた者に通知する。

(関係書類の保存期間)

第23条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の使途について収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第11条の規定による令和4年度における補助金の交付は、改正後の第12条の規定による交付として、運営補助金の交付を1回受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

年 月 日

大垣市長 様

所在地
団体名
代表者名 代表

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付申請書(運営補助金用)

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 運営補助金に係る補助事業に要する経費

円

3 添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(運営補助金用)(第3号様式)
- (3) 団体調書(第4号様式)
- (4) 誓約書(第5号様式)
- (5) 同意書(第6号様式)
- (6) 交付申請チェックリスト
- (7) 子ども食堂のチラシ
- (8) その他関係書類

第2号様式(第7条、第15条関係)

事業計画書

子ども食堂名称				
実施団体名	<input type="checkbox"/> 大垣市市民活動団体登録番号_____			
	<input type="checkbox"/> _____地域住民組織			
実施場所				
実施内容				
利用料金	子ども	円	大人	円
対象世帯				
参加予定者数	子ども	人、保護者等	人	(実施1回あたりの平均)
事業従事者数	人 (実施1回あたりの平均)			
実施期間	年	月	日	～ 年 月 日
実施時間	時	分	～	時 分
実施計画	年 月	開催回数	食事提供数	備考
	年 4月	回	食	
	5月	回	食	
	6月	回	食	
	7月	回	食	
	8月	回	食	
	9月	回	食	
	10月	回	食	
	11月	回	食	
	12月	回	食	
	年 1月	回	食	
	2月	回	食	
	3月	回	食	
	計	回	食	

第3号様式(第7条関係)

収支予算書(運営補助金用)

【収入】

費目	金額(円)	積算内訳
市補助金(運営補助金)	円	
利用料	円	
寄附金	円	
その他収入	円	
団体持ち出し	円	
合計	円	

【支出】

科目	金額(円)	積算内訳
報償費	円	
旅費	円	
消耗品費	円	
燃料費	円	
印刷製本費	円	
光熱水費	円	
賄材料費	円	
役務費	円	
保険料	円	
使用料	円	
備品購入費 ※	円	
合計	円	

※ 単価2万円以上の備品については、見積書等金額が分かる書類を添付してください。

備品購入補助金の対象とする備品購入費は、運営補助金の対象とする備品購入費とは別になるため、記載しないでください。

【注意】 収入の合計金額と支出の合計金額を一致させてください。

必要な場合は、算出内訳の一覧表を添付してください。

第4号様式(第7条関係)

団体調書

団体名称		
団体所在地	〒	
団体HP	あり (URL :) ・ なし	
代表者	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
設立目的		
設立年月	年	月
会員数	人	
主な活動歴		
担当者	氏名	
	電話番号	
	Eメール	

第5号様式(第7条関係)

大垣市長 様

誓 約 書

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金の交付申請にあたり、補助事業を実施する団体及び従事者（以下「団体等」という）は、次の事項を厳守することを誓約します。

なお、この誓約に反する行為が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消されても異議を申し立てません。

- 1 補助事業は、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という）第3条各号のいずれにも該当するものであること。
- 2 団体等は、要綱第4条各号のいずれにも該当するものであること。
- 3 補助事業の実施に関し、子ども食堂の利用者の人権に配慮すること。
- 4 事業を行う上で知り得た個人情報を補助事業の目的以外に使用しないこと。
- 5 事業で行う上で知り得た個人情報は、鍵付きのキャビネットで保管すること。
- 6 事業を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。事業が終了した後も同様とする。

年 月 日

所在地

団体名

代表者名 代表

Ⓜ

第6号様式(第7条関係)

大垣市長 様

同 意 書

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金の交付決定に際し、市が市税の納付状況について、確認することに同意します。

年 月 日

所在地

団体名

代表者名 代表

印

第7号様式(第8条関係)

子第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者名 代表 様

大垣市長

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(運営補助金用)

年 月 日付けで交付申請のあった運営補助金の交付について、次のとおり決定したので、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

決定の内容	交付 ・ 不交付
運営補助金に係る 補助事業に要する経費	円
交付決定額	円
不交付の理由	
備考	

※ 交付決定においては事業の収支を明らかにした帳簿等を事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存すること。

第8号様式(第9条、第17条関係)

年 月 日

大垣市長 様

所在地
団体名
代表者名 代表

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金変更交付等申請書

年 月 日付け子第 号で交付決定を受けた大垣市子ども食堂運営支援事業補助金について、申請内容を変更(中止)したいので、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱第9条第1項又は第17条第1項の規定により申請します。

申請区分	変更 ・ 中止
補助金の種類	運営補助金 ・ 備品購入補助金
変更(中止)年月日	年 月 日
変更の内容	
変更(中止)の理由	

※ 変更の場合は、その内容が分かる資料を添付してください。

第9号様式(第9条、第17条関係)

子第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者名 代表

様

大垣市長

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金変更交付等(不可)決定通知書

年 月 日付けで変更交付(中止)申請のあった大垣市子ども食堂運営支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱第9条第2項又は第17条第2項の規定により通知します。

決定の内容	変更交付等決定 ・ 変更交付等不可決定	
補助金の種類	運営補助金 ・ 備品購入補助金	
補助金交付決定額	変更前	変更後
	円	円
変更の内容		

第10号様式(第10条関係)

年 月 日

大垣市長 様

所在地
団体名
代表者名 代表

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金実績報告書(運営補助金用)

年 月 日付け子第 号により(変更)交付決定を受けた運営補助金に係る補助事業が完了したので、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、実績報告します。

1 実績報告額

① 補助対象経費	円
② 利用料・寄附金・その他収入、団体持ち出し	円
③ = ① - ②	円
④ (変更)交付決定額	円
③・④のうち少ない額(千円未満の端数は切り捨て)	円

2 添付書類

- (1) 事業報告書(第11号様式)
- (2) 収支決算書(運営補助金用)(第12号様式)
- (3) 帳簿の写し又は領収書の写し
- (4) 活動状況の分かる写真
- (5) その他の活動の実績を示す資料

第11号様式(第10条、第18条関係)

事業報告書

食堂名称			運営団体名				
実施場所							
実施内容							
利用料金	子ども 円			大人 円			
開催実績 ※必要な場合は、行を追加してください。	日にち	時間帯	食事提供数	子ども	保護者等	従事者	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	/	: ~ :	食	人	人	人	
	計	延べ	回開催	食	人	人	人
	事業成果						
	課題						

第12号様式(第10条関係)

収支決算書(運営補助金用)

【 収 入 】

費目	予算額 (円)	決算額 (円)	算出内訳
市補助金(運営補助金)	円	円	
利用料	円	円	
寄附金	円	円	
その他収入	円	円	
団体持ち出し	円	円	
合 計	円	円	

【 支 出 】

費目	予算額 (円)	決算額 (円)	算出内訳
報償費	円	円	
旅費	円	円	
消耗品費	円	円	
燃料費	円	円	
印刷製本費	円	円	
光熱水費	円	円	
賄材料費	円	円	
役務費	円	円	
保険料	円	円	
使用料	円	円	
備品購入費 ※	円	円	
合 計	円	円	

※ 備品購入補助金の対象とする備品購入費は、運営補助金の対象とする備品購入費とは別になるため、記載しないでください。

【注意】 収入の合計金額と支出の合計金額を一致させてください。

必要な場合は、算出内訳の一覧表を添付してください。

第13号様式(第11条関係)

子第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者名 代表

様

大垣市長

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金額確定通知書(運営補助金用)

年 月 日付けで実績報告のあった大垣市子ども食堂運営支援事業補助金の額を確定したので、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

1 運営補助金に係る補助事業に要する経費

円

2 (変更)交付決定額

円

3 実績報告額

円

4 運営補助金確定額

円

第14号様式(第12条関係)

年 月 日

大垣市長 様

所在地
団体名
代表者名 代表

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付請求書(運営補助金用)

年 月 日付けで交付決定・変更交付等決定・確定通知を受けた運営補助金について、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

- 1 通知書番号 子第 号
2 交付決定額・確定額 円
3 交付済額 円
4 交付請求額 円

5 実施状況

① 今年度開催回数	回	【備考】
② 開催済回数	回	
③ 今後開催予定回数	回	

6 振込先口座情報

振込先 金融機関	銀行 本店 農協 支店 信用金庫 出張所		
種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第15号様式(第15条関係)

年 月 日

大垣市長 様

所在地
団体名
代表者名 代表

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付申請書(備品購入補助金用)

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 備品購入補助金に係る補助事業に要する経費

円

3 添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(備品購入補助金用)(第16号様式)
- (3) その他関係書類

第16号様式(第15条関係)

収支予算書(備品購入補助金用)

【収入】

科目	金額(円)	積算内訳
市補助金(備品購入補助金)	円	
寄附金	円	
その他収入	円	
団体持ち出し	円	
合計	円	

【支出】

科目	金額(円)	積算
備品購入費 ※	円	
合計	円	

※ 見積書等金額が分かる書類を添付してください。

運営補助金の対象とする備品購入費は、備品購入補助金の対象とする備品購入費とは別になるため、記載しないでください。

【注意】収入の合計金額と支出の合計金額を一致させてください。

第17号様式(第16条関係)

子第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者名 代表 様

大垣市長

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(備品購入補助金用)

年 月 日付で交付申請のあった備品購入補助金の交付について、次のとおり決定したので、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

決定の内容	交付 ・ 不交付
備品購入補助金に係る 補助事業に要する経費	円
交付決定額	円
不交付の理由	
備考	

※ 交付決定においては事業の収支を明らかにした帳簿等を事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存すること。

第18号様式(第18条関係)

年 月 日

大垣市長 様

所在地
団体名
代表者名 代表

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金実績報告書(備品購入補助金用)

年 月 日付け子第 号により(変更)交付決定を受けた備品購入補助金に係る補助事業が完了したので、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱第18条の規定により、実績報告します。

1 実績報告額

① 補助対象経費	円
② 寄附金・その他収入、団体持ち出し	円
③ = ① - ②	円
④ (変更)交付決定額	円
③・④のうち少ない額(千円未満の端数は切り捨て)	円

2 添付書類

- (1) 事業報告書(第11号様式)
- (2) 収支決算書(備品購入補助金用)(第19号様式)
- (3) 帳簿の写し又は領収書の写し
- (4) 購入した備品(現物)の写真
- (5) その他の活動の実績を示す資料

第19号様式(第18条関係)

収支決算書(備品購入補助金用)

【 収 入 】

費目	予算額 (円)	決算額 (円)	算出内訳
市補助金 (備品購入補助金)	円	円	
寄附金	円	円	
その他収入	円	円	
団体持ち出し	円	円	
合 計	円	円	

【 支 出 】

費目	予算額 (円)	決算額 (円)	算出内訳
備品購入費 ※	円	円	
合 計	円	円	

※ 運営補助金の対象とする備品購入費は、備品購入補助金の対象とする備品購入費とは別になるため、記載しないでください。

【注意】 収入の合計金額と支出の合計金額を一致させてください。

第20号様式(第19条関係)

子第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者名 代表

様

大垣市長

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金額確定通知書(備品購入補助金用)

年 月 日付けで実績報告のあった大垣市子ども食堂運営支援事業補助金の額を確定したので、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱第19条の規定により通知します。

1 備品購入補助金に係る補助事業に要する経費

円

2 (変更)交付決定額

円

3 実績報告額

円

4 備品購入補助金確定額

円

第21号様式(第20条関係)

年 月 日

大垣市長 様

所在地
団体名
代表者名 代表

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付請求書(備品購入補助金用)

年 月 日付けで交付決定・変更交付等決定・確定通知を受けた備品購入補助金について、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱第20条第2項の規定により、次のとおり請求します。

- | | | |
|-------------|----|---|
| 1 通知書番号 | 子第 | 号 |
| 2 交付決定額・確定額 | | 円 |
| 3 交付済額 | | 円 |
| 4 交付請求額 | | 円 |

5 振込先口座情報

振込先 金融機関	銀行 農協 信用金庫			本店 支店 出張所
種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

第22号様式(第22条関係)

子第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者名 代表 様

大垣市長

大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付決定取消(返還)通知書

次のとおり、大垣市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱第22条第2項の規定により通知します。

補助金の種類	運営補助金 ・ 備品購入補助金
交付決定額	円
交付決定取消額	円
交付済額	円
確定額	円
返還金額	円
返還期限	年 月 日
取消(返還)理由	